

中小企業いばらき

●ビジネス大百科

TPPによる産業振興と中小企業

1

2016 January
No.687



photo:中央会創立60周年記念 中小企業連携組織活力強化シンポジウム

CONTENTS

- 2 … 年頭あいさつ
- 6 … ビジネス大百科
- 12 … ニュースフラッシュ
- 15 … インフォメーション
- 18 … 組合トップ新春に想う
- 27 … 業況リポート
- 40 … 中央会だより

TPPによる産業振興と中小企業

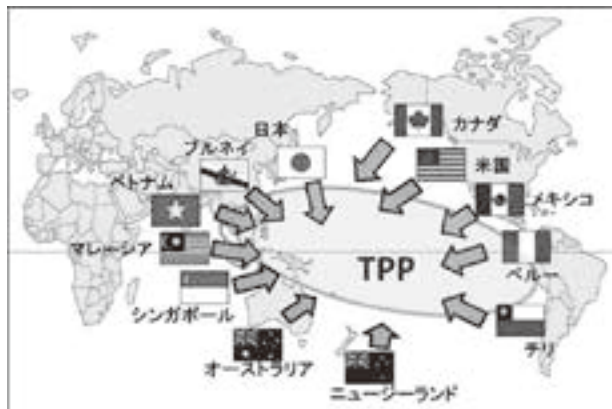
進藤 勇治



1. TPPとは

TPPとは環太平洋戦略的経済連携協定(Trans-Pacific Partnership)のことで、参加国は図1の通り、日本、米国、カナダ、メキシコ、ペルー、チリ、ニュージーランド、オーストラリア、マレーシア、シンガポール、ベトナム、ブルネイの12カ国です。長年にわたる交渉の結果、TPPは2015年10月に大筋合意に達しました。今後、各国の国会での批准手続きが完了すれば正式な発効となります。

図1 TPP参加12カ国 (内閣官房資料)



第一次世界大戦と世界恐慌の後に世界は保護貿易主義に陥り、それが第二次世界大戦を招く大きな要因となったという反省のもと、戦後国際社会はウルグアイラウンド交渉、WTO創設と自由貿易の推進に努めて来ました。自由貿易の推進は世界の大潮流であり、TPPはその通過点の一つです。TPPなどの自由貿易推進の目的は、貿易や経済活動に国境を無くして世界全体が共に豊かになることです。

TPPは自由化レベルが高い包括的な協定で、モノやサービスの貿易自由化だけでなく、政府調達、貿易円滑化、競争政策などの幅広い分野を対

象としており、物品の関税は将来的には例外なくほぼ100%撤廃することが原則です。TPP経済圏のGDPは約3,100兆円で世界全体の4割を占めます。また、TPP経済圏の総人口は約8億人で世界全体の1割を占めます。

TPPだけが日本が参加する自由貿易協定ではありません。日本はTPP以外の自由貿易協定や経済連携協定の締結を進めています。RCEP(アールセップ)は、東アジア地域包括的経済連携のことで、2016年末までに交渉の完了を目指しています。RCEPの参加国は、アセアン10ヶ国+日中韓+印豪NZ、の16カ国です。また、日本は既に15の国と二国間の経済連携協定を締結し、8カ国と交渉中です。そのほか、日・EUのFTA(自由貿易協定)、日中韓FTA構想があります。APECも将来の自由貿易構想の一つです。

2. TPP大筋合意の概要

TPP大筋合意の結果、日本では農産物と工業品の全9,018品目のうち関税がなくなるのは8,575品目で、撤廃する割合は95%です。なお、農産物に関しては81%にあたる1,885品目の関税が撤廃されることになりました。

現行の日本の関税は世界的に見て低いレベルにあります。表1の通り、自動車や電気機器などの非農産品は平均して1.2%です。それに対して、日本の農業を守るために、コメは778%、小麦は252%、粗糖は328%の関税が現在かけられています。輸入量を加味した日本の農産物全体の平均関税率は14.7%です。しかし、農産物に対する関税は日本だけが高い訳ではありません。多くの国は自国の農業を守るために農産物に高い関税をかけています。たとえば、マレーシアやベトナム、カナダも10%を越えています。

表1 各国の関税状況

	農産物	非農産物	自動車	電気機器
日本	14.7%	1.2%	0.0%	0.2%
米国	4.1%	2.1%	2.5%	1.7%
カナダ	11.9%	2.8%	6.1%	2.5%
オーストラリア	2.8%	5.4%	6.7%	3.2%
マレーシア	19.9%	3.9%	24.7%	6.5%
ベトナム	15.9%	11.7%	42.8%	9.6%
農産物と非農産物は貿易量加重平均関税率 日本の関税：コメ=778%、小麦=252%、粗糖=328%				

TPPの交渉において日本は、コメ、麦、牛・豚肉、牛乳・乳製品、甘味資源作物を重要農産物5品目と定め、これらを守る方針で臨みました。重要農産物5品目に関するTPP大筋合意の結果は表2の通りです。重要農産物5品目は、一部は譲歩しながらも他の品目に比べるとかなり守られた結果となっています。重要農産物5品目全体では約3割の174品目の関税が今後なくなります。

表2 TPPにおける日本の主要農産物5品目の合意内容

品目	合意内容
コメ	米国・オーストラリア向けに関税341円/kgの非課税輸入枠、計7万8400トンを設置する。他国の関税は従来通り
麦	現行の国家貿易制度を維持するも、マークアップ(売買差益)は9年目までに45%削減したり、特別輸入枠を新設する
牛肉	8.5%の関税を段階的に引き下げて、16年目以降は9%にする
豚肉	10年目以降に高価格帯の関税4.3%を撤廃し、低・中価格帯の大半の関税(最大482円/kg)は50円にする
乳製品	TPP参加国にバターなどの低関税輸入枠(計7万トン)を設定する
甘味資源作物	現行の糖価調整制度を維持するも、一部では関税を撤廃したり、低関税輸入枠を設ける

また、これまで関税が撤廃されたことのない農産物834品目のうち395品目で徐々に関税が下げられ、今後十数年かけて撤廃されることになりました。その幾つかを表3に示します。そのほか、鶏肉・鶏卵は10年超かけて関税(骨なし肉11.9%、骨付き肉8.5%、鶏卵8~21.3%)の大半が撤廃されます。ワインは15%か125円/リットルの低い方の関税が撤廃されます。水産物については、マグロやサケ・マス類の関税3.5%が撤廃されます。輸入品の関税が下がり、食品の価格が安くなることは消費者にとっては大きな恩恵となります。

表3 日本に輸入される農産物・食品の関税が撤廃される時期の例

品目	現在の関税	撤廃の時期
ブドウ	7.8~17%	即時
とうもろこし	3%	即時
たまねぎ	8.5%	即時
えび	1~5%	即時
かつお、べにざけ、すけとうだら	3.5%	即時
サクランボ	8.5%	6年目
茶	17%	6年目
マーガリン	29.8%	6年目
菜種油(粗油・精製油)	10.9~13.2円/kg	6年目
オレンジ	16~32%	6~8年目
トマトジュース・ケチャップ	17~29.8%	6~11年目
鶏肉		
丸どり、骨なし肉	11.9%	6年目
骨付き肉	8.5%	6~11年目
鶏卵	17~21.3%	6~13年目
天然はちみつ	25.5%	8年目
落花生	617円/kg	8年目
ワイン	15%か125円/リットル	8年目
パイナップル	17%	11年目
リンゴ	17%	11年目
ハム・ベーコン	低中価格帯で614円/kg	11年目
牛タン	12.8%	11年目
まぐろ、ます、ぎんざけ、ぶり	3.5%~15%	11年目
ハラミ	12.8%	13年目
あじ、さば	7~10%	16年目

日本からのTPP参加国への工業製品の輸出において、11ヶ国全体で99.9%の品目の関税が撤廃されます。11ヶ国向け合計約19兆円の輸出額で見ても、99.9%の関税が撤廃されます。なお、関税の即時撤廃の割合は76.6%で、残りは時間をかけて撤廃されます。また、日本の農林水産物・食品の輸出拡大の重点品目の全て(牛肉、米、水産物、茶等)で関税が撤廃されます。

3. TPPで中小企業の海外進出がよりスムーズに

TPPでは関税を撤廃するだけでなく、制度や規制を共通化したり、手続きを簡素化して貿易を促進させます。商品がどの国で作られたかを特定する原産地規則と呼ばれるルールにおいて、TPPでは完全累積制度が実現しました。これにより商品の生い立ちが細かく問われる煩わしさから解放され、部

品の供給網が広がることになり、優れた加工技術を持つ中小企業の輸出競争力は一層高まります。また、輸出産品が相手国税関で関税優遇の適用を受けるには、資格を満たしていることを証明しなければなりません。そのための原産地証明書はこれまでは日本商工会議所が発給していましたが、TPPでは輸出者や生産者が自己申告することになり、輸出手続きが一層容易になります。

TPPでは投資先の国が投資企業に技術移転を要求したり、特定のロイヤリティー率の採用を義務付けることが禁止されました。急送貨物については必要な税関書類提出から6時間以内に引き取りを許可されることになりました。また、関税分類や原産性について書面での事前教示制度が義務付けられました。

その他、ビジネス関係者の一時的入国において、TPP参加国の多くの国で滞在可能期間の長期化や家族の帯同が許可されることになりました。電子商取引において、デジタルコンテンツへの課税賦課やソースコードの移転やアクセス要求が禁止されることになり、TPP参加国間でインターネット活用による売買が一層促進されます。模倣や偽造品に対する厳格な規律が設けられ、著名な産地名を知的財産として指定する地理的表示の保護が規定されました。模倣品や海賊版に対してTPP参加国政府は厳しい規制策をとることになり、海外に進出する日本の中手企業の知的所有権が保護されます。

中央政府および地方自治体の調達が解放されます。TPP参加国の中ではマレーシア、ベトナム、ブルネイの3カ国にとって初の市場開放となります。チリやペルーは調達基準額の引き下げを約束しました。米国は対象機関として航空宇宙局を追加したほか、豪州の交通安全局やカナダの社会資本庁、シンガポールの国立図書館も政府調達の対象になります。

4. 事前に懸念されたこととTPP合意結果

TPPについてこれまで様々な懸念があり、それによってTPPに反対する意見もありました。TPPの大筋合意で明らかになったいくつかの点を次に示します。

食の安全について農業関係者や消費者は米国の安全基準が日本にも適用されることを不安視していました。大筋合意の結果は、食の安全に関する規制や制度は引き続き各国が決められることとなりました。従って、遺伝子組み換え作物を使った食品には使用表示を義務付けるなど、これまでの日本の安全基準は守られることになりました。

医療分野では米国から保険診療と保険外診療を併

用する混合診療の解禁を求められたり、日本の国民皆保険制度が崩壊するとの懸念がありました。しかし、公的医療保険を含む社会保障制度などはTPPの対象外で、懸念されていたようなことは議論されませんでした。

他国に進出のために投資を行った企業が、進出先の政府を相手取り賠償を求める紛争解決条項、いわゆるISDSでは訴訟が乱発される懸念もありましたが、大筋合意ではむやみに訴訟を起こせないよう申立期間が制限されました。

著作権分野では、非親告罪の導入により、同人誌などの創作活動が萎縮すると懸念されていましたが、TPPの対象を著作権者の収益に大きな影響が出る場合に限定され、既存の活動は問題無いことになりました。

5. TPPと日本政府による中小企業の支援策

TPP交渉の大筋合意を受けて日本政府はTPP関連の政策大綱を発表しました。要点は、TPPの日本経済と中小企業へのメリットを最大限に活用することと、TPPでデメリットを受ける農業分野をしっかりと救済することです。その概要は以下の通りです。

TPPがもたらす効果は、これまで海外展開に踏み切れなかった地方の中堅・中小企業に幅広く及びます。TPPが多国間の経済連携である特色を生かし、産業空洞化を抑え、技術力等を持った中堅・中小企業が居ながらにして海外展開すること、地域の特色を生かした地場産業、農産品等がTPP参加国の8億人の市場へ打って出ることを政府は支援します。

国や地方自治体、商工会、商工会議所等の各種支援機関等によるコンソーシアムを創設し、イノベーションや農商工連携も含めた他産業との連携を通じて、コンテンツや食文化などに代表されるクールジャパンや環境技術など、モノやサービス、コンテンツのグローバル市場開拓・事業拡大を目指す企業に対し、製品開発、国際標準化、知的財産、人材、海外企業とのマッチングや展示会など販路開拓支援等を含めた総合的な支援が政府により提供されます。金融機関による企業の海外展開の支援が促進されます。2018年度までに約200億円の放送コンテンツ関連の海外市場売上高を目指します。

2020年の農林水産物・食品の輸出額1兆円目標の前倒し達成を目指します。高品質な日本の農林水産物の一層の輸出拡大、輸出阻害要因の解消、6次産業化・地産地消による地域の収益力強化等によ

り、攻めの農林水産業が推進されます。日本産酒類等の海外展開が推進されるほか、観光プロモーション等を通じて和食文化や食品の海外展開が促進されます。

2020年に約30兆円のインフラシステムの受注を目指します。円借款等手続きの迅速化や相手国の状況や事業の性格に応じたリスク・マネー供給拡大、人材育成によるソフト面の協力、トップセールスの実施を通じた案件形成支援等を進め、日本企業が強みを有する分野等でのインフラシステムの輸出を加速化します。

TPP参加国等において、制度構築や人材育成等、幅広い分野における協力及び能力開発を行うことで、日本からの投資や日本企業が進出しやすい環境整備を図ります。

6. 農業対策と地域の中小企業

TPPにより農業は大きな影響を受けますが、影響の度合いは品目ごとに異なります。たとえば、1～3等級の牛肉は影響を受けますが、4、5等級の牛肉は逆に輸出が伸びると予測されます。同様に、こだわりのおコメである有機米も輸出が伸びると予測されています。

大都市近郊の酪農家は主に生乳の生産を行いますのでTPPの影響は少なく、対して北海道の酪農家では牛乳は加工品用に回されますので、ニュージーランドなどからの安い乳製品の輸入により影響を受けやすくなります。

TPPよりデメリットを受ける分野、特に農業に対して、今後日本政府は次のような救済対策を実施します。たとえばコメに関しては現在のコメ備蓄制度を見直し、米国やオーストラリアからの輸入相当量も備蓄米として買い入れることでコメの流通増加を抑制してコメの価格を維持します。また、牛・豚肉に関しては、畜産農家向けの経営安定対策の拡充と、法制化により牛・豚肉の課税引き下げに伴う減収を補填します。麦については引き続き経営所得安定対策を着実に実施します。テンサイやサトウキビなどの甘味資源作物については、加糖調製品を新たに糖価調整法に基づく調整金の対象とします。

また、これまで日本では農業事業者（1次産業）が食品加工（2次産業）や流通販売（3次産業）も手掛けることによる農業の6次産業化が推進されて来ました。これにより、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促し、農村の一層の活性化が期待されます。また、農商工連携事業も一層推進されます。

さて、農業者経営安定対策などによる農業保護政

策は既にEU諸国や米国で広く実施されています。日本においても小麦専業農家の収入の約8割は補助金ですが、これからもTPP対策として影響を受ける農家の所得補償をしっかりと行うことが必要です。

TPPによって日本へ輸入される安価な農産物が日本の農業に大きな影響を与えるのではないかと心配されています。しかし、TPPによって関税が軽減されるとともに貿易の制度が整備されて、日本からの輸出が増えると期待されている農産物や食品が多数あります。たとえば、リンゴやイチゴ、ナガイモなどの青果物、有機栽培のコメや米菓、日本酒などのコメやコメ加工品、味噌や醤油などの加工食品、ブリ、サバ、ホタテなどの水産物、和牛肉、チョコレートやキャンディーなどの菓子類、レトルト食品、麺類、健康食品などです。

7. TPPの中小企業への影響とメリット

TPPにより日本からの輸出についても関税が撤廃もしくは軽減されます。自動車、自動車部品についてもこれまで各国のガードは固い状況でしたが、TPP交渉の結果、表4に示す通り米国が日本の自動車部品にかけている関税（2.5%程度）は8割以上の品目で即時撤廃されます。また、日本の自動車にかけられているカナダの関税（6.1%）が5年目に撤廃されます。

表4 日本から輸出される自動車・自動車部品に関する合意内容

国	関税撤廃の合意内容
米国	乗用車（現行税率は2.5%）は、15年目から削減開始、20年目で半減、22年目で0.5%まで削減、25年目で撤廃 自動車部品（輸出額2兆円弱、現行税率は主に2.5%）に関し、8割以上の即時撤廃
カナダ	乗用車（輸出の約3割に相当し、現行税率は率6.1%）について、5年目に撤廃 自動車部品（現行税率は主に6.0%）は、日本からの輸出の9割弱が即時撤廃
オーストラリア	乗用車、バス、トラック（輸出の5割弱に相当し、現行税率は5%）の新車は、100%即時撤廃
ベトナム	3,000cc超の乗用車（現行、最高70%弱の高関税で保護）について、10年目に撤廃

総じて、TPPにより自動車、機械、電気を中心に工業製品の輸出が一層促進されます。また、貿易会社や商社もビジネスチャンスが増えメリットがあります。海外志向の強い企業を除いては、ほとんどの中小企業は直接輸出を行うことはありません。しかし、TPPで輸出が促進される中で、製造業を中心に多くの中小企業はサプライチェーンの一つとし

て輸出にかかわり、メリットをうけることとなります。

また、日本は国際労働機関の基本的な原則に基づく国内法令を既に有していますが、TPP参加国で労働者の権利保護が進めば、公正・公平な競争条件の確保につながり、日本の相対的な競争力強化につながることを期待されます。同様に、環境保護面でも日本は既に高いレベルで施策を講じており、TPP協定において他の参加国も高水準の規律に服することが明確化されたことで、対等な競争条件が整い、健全な競争が確保されることになりました。

国内の製造業者において輸出用商品の発注が増加した場合、生産設備も増やさなければなりません。この場合、TPP関連の事業であれば今後金融機関からの融資が比較的容易に得られる可能性があります。

8. TPPと食品関連産業

TPPの影響は厳密には品目ごとに異なります。関税の撤廃や軽減により、産業別で考えますと食品関連産業が一番大きなメリットを受けると予測されます。お肉や食材がより安価に購入できますので、レストランや飲食業、ファストフードなどの外食産業やスーパー、コンビニ等の小売業、そして食品加工業には利益が上がり、メリットになります。また、安価な商品を生産することができ、販売が促進されるメリットがあります。商品価格には流通コストなども含まれますので関税が軽減された分がそのまま価格に反映しませんが、わずかな値下げ額でも消費者の消費・購買意欲に対して大きなインセンティブとなり、売り上げが伸びます。なお、関税の引き下げだけに着目しますと、食品関連産業の中でも原材料を輸入する食品加工産業がより大きなメリットを受けます。

また、TPPと関連して政府は日本を訪れる外国人旅行者の増加に引き続き努めますので、ホテル・旅館、バス・タクシー、飲食、小売り等の業種にお

いてもメリットを受けることとなります。

なお、もともと関税の低い品目は関税の軽減や撤廃よりも、為替の変動の影響が大きい場合があります。また、今後増える輸入食品の一部においては、日本人が求める食の安全、安心への対処が必要になる場合もあります。食品業界全体で考えますと、一部では価格競争や輸入品と国産品の競争も起こる可能性があります。これらの点にも留意しつつ、TPPのメリットを活かしていくことが期待されます。

9. TPPのメリットを活かして輸出振興

最後にTPPの経済効果を、輸出振興や海外進出の促進という点から見てみます。アジアからのTPP参加国は日本のほか、シンガポール、ベトナム、マレーシア、ブルネイです。もともとこれらの国々の食文化は日本と類似しており、さらに近年の急速な経済発展に伴う富裕層の増加で食生活が豊かになっている背景があります。このためアジアの国々では日本の農産物や加工食品の消費が増加することが期待されます。

しかし、これまでは外資の参入規制などが障壁となり、日本からアジア諸国への輸出が困難なケースがありました。TPPが発効されれば貿易制度が整えられ、規制が緩和されることとなります。このため日本企業による海外への輸出や企業の進出が促進されます。すでに日本の大手コンビニや外食チェーンが東アジアに進出していますが、これからは中小企業による海外進出への取り組みも期待されます。

また、関税がゼロになるということは、TPP参加国の中のどれか一つの国で製造された商品は、他の国の中で製造された商品と同様な扱いになるということです。たとえば、日本の繊維メーカーがベトナムで繊維を製造して、その繊維を使って日本の衣料メーカーが製造した衣服は、関税ゼロで米国に輸出して販売するということができます。

おわりに

TPPの合意内容は日本経済の活性化が期待されるもので、中小企業にとりましてメリットが多い協定です。TPPのメリットを最大限に活かすべく、日本政府も日本の製品、商品の輸出振興を目指して、様々な中小企業支援の施策を実施します。また、TPP以外の自由貿易協定の交渉も進んでいます。

2013年に示されたTPPの経済効果に関する政府の試算によれば、TPPに参加しない場合に比べてTPPに参加した場合は農業分野でのマイナスはあるものの、消費や輸出が増加するなどにより約10年後にはGDPがトータルで3.2兆円増加するとされています。

TPPなどの自由貿易協定のメリットを理解するとともに政府の動向を的確に把握し、また行政の様々な支援施策を活用するなどして、中小企業の発展と地域産業の振興が図られますことを期待します。